

医療事故調査制度

医療事故調査制度の目的は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を医療事故調査・支援センターが収集・分析することで医療の安全を確保することです。

この制度における医療事故とは、「医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡であり、その死亡を管理者が予期しなかったもの」と規定されています。

制度開始当初、たとえ遺族が患者の死を医療事故だと思っても、医療機関が医療事故として届け出なかった場合、制度には何も反映しませんでした。しかし今年6月の省令改正において、遺族はセンターへ「医療事故と思うんやけどなあ!？」などと相談することができ、センターは遺族の求めに応じて相談内容を医療機関に伝えることが可能となりました。

幸い当院で報告対象事例は発生していませんが、全国では昨年10月の制度開始より7月末までで317件の報告がありました。医療事故を発生させないために、日ごろから安全な医療・看護の提供をはじめ、患者・患者家族への丁寧な説明、詳細なカルテ記載をよろしく願います。

医療事故調査制度の詳しい内容や現況報告は、日本医療安全調査機構 [検索](#) で知ることができます。みなさんぜひ一度ご覧ください。

一般社団法人
日本医療安全調査機構 (医療事故調査・支援センター)

文字サイズ 小 中 大 Google®カスタム検索

サイトマップ English

ホーム 当機構について 医療事故調査制度について 調査等業務について リンク集

お知らせ

- 2016年8月9日 **New** 「医療事故調査制度の現況報告(7月)」についてプレスリリースを行いました
- 2016年8月3日 **New** 研修委託事業の公募を行います
- 2016年7月22日 **New** 平成28年度第1回 医療事故調査・支援事業運営委員会(7/20開催)の資料を掲載しました
- 2015年12月25日 医療事故調査制度に関するリーフレットを作成いたしました

●お知らせ一覧はこちら

医療事故調査制度説明会の記録
制度開始に先立ち開催された説明会の動画を掲載しています

医療事故報告について
報告の具体的な手続き